

「電力小売営業に関する指針(案)」についての意見

日本生活協同組合連合会

日本生協連では、電力小売自由化について、「消費者が電気を選べる」という点から積極的に支持をしてきました。これまで電気・電力会社を選ぶことができなかった消費に選択の権利が生まれることは、消費者としては歓迎すべきことであると同時に、「さまざまな情報を判断し電気を選ぶ」という責任が消費者に生じることでもあると認識をしています。その立場から、標記の指針(案)の中で、「電源構成の開示」について意見を提出します。

1. 電力小売事業者に電源構成の開示を義務付けるべきです。また、事業者の表示の状況を検証し、引き続き表示のあり方について検討を行うべきです

【該当箇所】

P.10 (3) 電源構成等の適切な開示の方法

イ 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例

i) 電源構成の開示

【意見内容】

電源構成の開示は、「望ましい行為」ではなく、電力小売事業者の義務とすべきです。そのために、消費者に分かりやすい統一した表示方法を定めるべきです。

また、電力小売各社の表示の状況(表示の有無、表示内容、表示方法等)を調査・点検し、引き続き電源表示のあり方について検討すべきです。

【理由】

- ・電源構成は、消費者が電気を選択するにあたって必要な情報であり、その情報開示は、圧倒的多数の消費者の要求です。私どもが行った消費者アンケート(資料1)では、電源構成の表示が「必要」との回答が8割以上、電源構成の情報公開を「義務付けた方がよい」との回答が約9割となっています。また、民間調査会社が行った調査(資料2)においては、電力供給会社選択時に重視する点、として「再生可能エネルギーを積極的に利用していること」「環境に負荷のかからない電源によって発電していること」が6割前後となっています。消費者が電気を選ぶ際の重要なポイントの一つが、電源構成なのです。
- ・消費者基本法「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ(第1条)」「商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され(第2条)」、エネルギー政策基本法「国民は、エネルギーの使用に当たっては、その使用の合理化に努めるとともに新エネルギーの活用を努め(第8条)」ることができるようにするために、「国は、広く国民があらゆる機

会を通じてエネルギーに対する理解と関心を深めることができるよう、エネルギーに関する情報の積極的な公開に努める(第14条)」とあるように、消費者が自分が使おうとする電気がどのようにつくられているのか、という情報へのアクセスは保障されるべき消費者の権利です。

- ・電気小売事業の全面自由化を行っている欧米の国と地域(州)では、すべて電源構成の情報開示を義務づけています。ヨーロッパでは、EU指令に基づき、電気小売事業の全面自由化を行っているイギリス、フランス・ドイツなどの諸国で法的義務付けがされており、アメリカでも電気小売事業の全面自由化を行っている13州と1特別区ですべて義務化されています。これらの事実を考えると、電気小売事業の全面自由化において、電源構成の情報開示の義務づけは国際標準であると考えられます。
- ・電力小売事業者は、毎月経済産業省に発受電月報を提出しています。このデータを使えば、電源構成を開示するにあたっての新たなコストや負担はほとんどかからないと考えられます。
- ・電力小売事業者がどのように表示を行っているか、表示方法や表示内容にばらつきが生じないかなど、実際の表示の状況を見ながら、制度の改善について検討すべきです。

2. 消費者への情報開示は請求書等への記載も併用すべきです

【該当箇所】

P.11 (3) 電源構成等の適切な開示の方法

イ 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例

i) 電源構成の開示

「ホームページ等を通じて需要家に対する電源構成の情報の開示を行うことが望ましい」

【意見内容】

消費者への開示方法については、ウェブサイトへの掲示だけでなく、請求書等への記載など直接消費者の手元に届くような通知の方法も併用すべきです。

【理由】

- ・指針案では、開示の方法として、「ホームページ等を通じて」と例示があります。各社の情報を比較できる、また自身が契約していない社の情報を得られるという点から、ホームページでの開示は重要であり、この方法での開示は必要です。しかし、当然ながらインターネットへのアクセスができない人もいます。また、情報開示に気が付かない人がいることも想定されます。したがって、請求書等消費者の手元に通知される書類に記載することも義務化・推奨すべきと考えます。
- ・電力小売が自由化されているイギリスでは、電気・ガス市場局 (Ofgem) が、電源構成について、「当該開示期間に関するデータを、事業者は請求書または明細書を送付する各顧客へ提供すること。これは、該当する12か月間で少なくとも1回、請求書または明細書と併せて本データを送付することにより実施する」としています。

3. 放射性廃棄物の排出量についても表示を義務化（推奨）すべきです

【該当箇所】

P.11 (3) 電源構成等の適切な開示の方法

イ 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例

i) 電源構成の開示

「また、その際には、二酸化炭素排出係数を併せて記載することが望ましい」

【意見内容】

二酸化炭素排出係数とともに「電力 1kwh あたりの放射性廃棄物の発生量」の表示の義務化を求めます。電源構成情報開示が「望ましい行為」となった場合には、「望ましい行為」に含めることを求めます。また、それらの表示を可能にするために、放射性廃棄物の発生量の算出方法を定めることを求めます。

【理由】

- ・消費者にとって関心の高い情報として、発電方法・CO₂ 排出量と並んで放射性廃棄物排出量があります。2011 年の東京電力福島第一原子力発電所の事故は、原子力発電は放射性廃棄物を発生させることについて、多くの消費者が実感しています。
- ・原子力発電については、消費者の間でも様々な考えがあります。しかし、電気を選ぶことが消費者の権利であるならば、その結果として生じる影響について知ることも、消費者の権利であり義務です。
- ・EU 指令に基づき、イギリスなどヨーロッパ諸国では開示が義務付けられていますし、日本でも、関西電力ではこの情報をすでに開示しています。

4. 「ゼロエミッション電源」表示は禁止すべきです

【該当箇所】

P.15 注記

「※）上記の区分けに加え、例えば、火力発電所の中でも高効率かどうかや石炭・ガスの中でもどのような燃料かといった点を踏まえた分類をする等、事業者が様々な工夫の中で詳細な説明をすることは妨げられるものではない。また、原子力、水力、再生可能エネルギー（FIT 電気を除く。）等をいわゆる「ゼロエミッション電源」（二酸化炭素排出量が 0 の電源）としてまとめて表示する場合でも、需要家の混乱や誤認を招かない方法で区分けすれば問題とならない。」

【意見内容】

原発、水力、再生可能エネルギーについて、ひとまとめにして「ゼロエミッション電源」とすることを可能としていますが、「ゼロエミッション電源」やそれに類する表示は禁止すべきです。

【理由】

- ・原子力発電、水力、再生可能エネルギーは、それぞれ環境面での影響が全く異なるものであり、そもそもまとめて表示できるようなものではありません。
- ・原理的にいえばどのような発電方法も、CO₂ を全く排出しない、とは言えないはずで

特に原子力発電については、放射性廃棄物の最終的な処理についての見通しもない中で、CO₂の排出を「ゼロ」と表現するなど、とうていできません。「ゼロエミッション電源」の定義についても明確ではありません。表示としてはあくまでも、「発電の方法」の表示とすべきです。

- 本指針（案）においては、「FIT 電気」や「地産地消」などについて、きわめて制約的な規制をかけています。その中で、「ゼロエミッション電源」については、「ゼロ」という現実にはありえない非科学的な強調表示を容認しており、他の表示との関係でもバランスを欠いた、優良誤認表示となっています。

以上